

津市公共ます設置要綱

平成 18 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市公共下水道事業の実施に伴い水洗化促進を図り、生活環境の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全を図ることを目的とし、合流式及び分流式の公共汚水ます（取付管を含む。）（以下「公共ます」という。）の設置に必要な事項を定める。

(設置基準)

第 2 条 公共ますの設置は、原則として 1 戸当たり 1 箇所とし、工事費は市負担とする。

2 公共ますの設置位置は、原則として民間宅地内に設置するものとし、官民境界から 1 メートル以内とする。ただし、やむを得ない場合は、公道に設置することができる。

3 敷地面積が広い場合又は、地形上困難である場合等特別の理由があると市長が認めるときは、前 2 項までの規定にかかわらず設置することができる。

(設置位置申請)

第 3 条 公共ますの設置に際しては、あらかじめその位置等を市長に申請しなければならない。

(維持管理)

第 4 条 公共ますは市で管理し、公共ますと宅地内取付ますとの連結管は使用者が管理する。

2 公共ますを廃止し又は設置替えする場合は、市長の承諾を受けて利用者が自費をもって行うものとする。

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。